

令和4年2月25日

事業者の皆様

京都市上下水道局  
総務部契約会計課

## 設計業務委託等技術者単価の改定及び特例措置の実施について

当局では、令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」といいます。）が決定されたことを受けて、同単価を改定し、原則として令和4年4月1日までに新技術者単価で積算した入札へと移行するとともに、改定前の設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」といいます。）の特例措置を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、令和3年度に実施された設計業務委託等給与実態調査では、一部の単価が前年を下回っていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、一時的に賃金支払いが抑制されている可能性が懸念されることから、このたびの新技術者単価においては、前年度を下回った単価について、昨年度単価に据え置く特別措置が実施されています。

### 記

#### 1 特例措置の対象

特例措置の適用対象は、「令和4年3月1日以降に契約を締結する設計業務委託等のうち、旧技術者単価で予定価格を積算しているもの」とします。

#### 2 協議の請求

特例措置の協議の請求は、書面（様式）により行うこととし、令和4年3月1日から協議の請求の受付を開始します。

請求期限は、当該設計業務委託等の契約締結の日から30日以内とします。履行期限が年度内の設計業務委託等については、速やかに請求してください。

協議の請求先は、対象の設計業務委託等の担当課とします。

#### 3 請負代金額の変更

変更後の業務委託料は、次の式により算定します。

変更後の業務委託料 =  $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及びkは、それぞれ次の額を表すものとします。  
 $P_{\text{新}}$ ：新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格  
k : 当初契約の落札率

#### **4 適用している技術者単価の判断方法**

令和4年3月31日までの入札公告の設計業務委託等は、全て旧技術者単価を適用します。

令和4年4月1日以降の入札公告の設計業務委託等は、原則として新技術者単価を適用します（例外的に旧技術者単価を適用するものは、設計図書及び入札公告にその旨明記します）。

#### **5 適切な賃金水準の確保**

業務委託料の変更協議により、変更契約することとなった設計業務委託等については、技術者への適切な賃金水準を確保するため、技術者への賃金水準等の引上げを要請します。